

申告書の書き方例

※記入例の項目や数値はあくまでも書き方の例です。各種控除の必要書類については裏面をご覧ください。

お問合せ 鶴岡市役所 総務部課税課 市民税係
〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号
Tel.0235-35-1172(市民税係直通)
鶴岡市ホームページ「税金」→「市民税・県民税申告のご案内」
http://www.city.tsuruoka.lg.jp/zeikin/shiminzei/kazei.html



日中連絡の
取れる電話番号を
ご記入ください。

令和6年度 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書

市長様
マイナンバー
氏名 鶴岡 幸江
住所 鶴岡市馬場町9番25号
電話番号 080-0000-XXXX
提出年月日 年 月 日
フリガナ ツルオカ サチエ
氏名 鶴岡 幸江
生年月日 S28年7月13日
作成税理士・代理人

令和5年1月1日から令和5年12月31日の間、収入がなかった方は右欄にレ印をつけ、裏面右下に状況を記入し提出してください。

収入金額に関する事項

種目	収入金額	必要経費	
① 営業等	飲食店 6,120,000	4,631,000	
② 農業			
③ 不動産	小作料 250,000	37,000	
④ 利子・配当			
給与	支払者 収入金額 必要経費		
⑦ 公的年金等	厚生労働省 1,550,000		
⑧ 業務・その他(個人年金)	支払者 収入金額 必要経費		
	△△△ 株式会社 700,000	550,000	
	△△△ 保険会社 700,000	550,000	
⑨ 雑損	支払者 収入金額 必要経費 特別控除額		
	簡易保険 980,000	300,000	500,000

源泉徴収税額

所得から差し引かれる金額に関する事項(全印の控除を受ける場合は証明書を添付してください)

種目	金額
⑩ 社会保険料控除	国民健康保険・後期高齢者医療保険 136,500 介護保険 120,000 国民年金 90,000
⑪ 小規模企業共済等掛金控除	100,000
⑫ 生命保険料控除	新生命保険支払計 20,000 旧生命保険支払計 120,000 新個人年金支払計 旧個人年金支払計
⑬ 地震保険料控除	50,000
⑭ 雑損控除	雑損の原因 発生日 資産の種類 損害額 補てん額 災害関連支出額
⑮ 医療費控除	450,000

裏面 業・農業・不動産所得等の内訳

店舖住所・電話 鶴岡市馬場町9-25 (25-0000)

科目	金額	科目	金額
収入	売上金額 5,820,000	経費	ガス・灯油等 80,000
入	家事消費 100,000	旅費交通費 30,000	
金額	その他の収入 200,000	通信費	
小計(①+②+③)	6,120,000	広告宣伝費 150,000	
売上	期首商品棚卸高 1,200,000	接待交際費 40,000	
原	仕入金額 2,500,000	損害保険料 66,000	
価	期末商品棚卸高 900,000	修繕費 50,000	
差引金額(④-⑤)	2,800,000	ガソリン代等	
減価償却費(⑥+⑦-⑧)	3,320,000	の消耗品費 30,000	
給与賃金 550,000	外注工賃 145,000	雑費	
減価償却費(下記内訳欄へ)	貸倒金	小計(⑨~⑭)	1,331,400
地代家賃	租税公課	専従者控除前の所得金額(⑨-⑭)	1,988,600
利子割引料	荷造運賃	専従者控除(下記内訳欄へ)	500,000
その他の経費	上下水道料 60,000	所得金額(⑯-⑰)	1,488,600
電気料 130,400			

⑱ 減価償却費に関する事項

名称等	取得年月	①取得価格	耐用年数	②償却率	③償却月数	④事業割合	⑤減価償却費
〇〇〇	H31.4	225,000	5	0.2	12/12	100%	45,000
△△△	R2.2	1,000,000	10	0.1	12/12	100%	100,000
計							145,000

⑲ 専従者控除に関する事項

氏名	鶴岡 一郎	続柄	子	生年月日	S57.11.15	専従者給与(控除額)
1	マイナンバー	9999999999999999				500,000
2	氏名	続柄	母			
	マイナンバー					

(b) 不動産収入内訳

不動産の所在地	借受人氏名	種類	月額	期間	権利金	年額
鶴岡市〇〇〇〇	田川広大	田		~月		250,000

(c) 寄附金に関する事項(受領証の添付必要)

都道府県、市区町村分(ふるさと納税制度)特例控除対象	円	県	円
山形県共同募金会、日赤山形支部分、鶴岡市、市区町村分(特例控除対象以外)		市	

(d) 配当割戻または株式等譲渡所得割戻の控除に関する事項

配当割戻控除額	円	株式等譲渡所得割戻控除額	円

給与・公的年金等以外の所得に係る(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

1 2 自営業(飲食店)の収入があった方

申告書裏面の(a) 営業・農業・不動産所得等の内訳を記入し、その集計額を表面に記入します。

収入金額=裏面④収入金額小計
必要経費=裏面⑥差引原価+⑦経費計+⑧専従者控除

3 小作料の収入があった方

収入 250,000 円
必要経費 37,000 円の場合

主な必要経費としては、土地改良区費・固定資産税・手数料などがあげられます。

8 9 個人年金の収入があった方

収入 700,000 円
必要経費 550,000 円の場合

令和5年分 〇〇保険 支払年金額等のお知らせ [契約内容]

共済種類 契約番号 1111

[証明内容]

受取人 鶴岡幸江 様
支払日 12月27日
年金の種類 個人年金
課税区分 雑所得

①年金の額 700,000 円
②割戻金 0 円
③分割払利息 0 円
④年金の額に対する源泉徴収額 0 円
⑤確定申告(雑所得①+②+③)の際 550,000 円の必要経費

支払証明書等により支払額と必要経費を記入してください。

22 配偶者特別控除に該当する方

配偶者に収入がある方は所得を算出し、記入してください。

給与収入や年金収入は、裏面上部の⑥給与所得速算表・⑦公的年金所得速算表を参考に算定してください。

27 医療費控除を受ける方

「医療費控除の明細書」を作成し、添付してください。(領収書の添付又は提示のみは不可) 明細書は本所課税課市民税係・各庁舎市民福祉課にあります。もしくは市 HP または国税庁 HP でダウンロードしてください。記入の際は、医療を受けた人ごと、医療機関ごとにまとめてください。医療費控除とセルフメディケーション税制はいずれか一方のみの適用となります。

【記入例】 令和5年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

住所 鶴岡市馬場町9番25号 氏名 鶴岡 幸江

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(領)を添付する場合は、右記の(1)~(3)を記入します。

(1) 医療費通知に添付された医療費の総額	(2) (1)のうちその年中に自己負担した医療費の総額	(3) (1)のうち生命保険料控除の対象となる医療費の総額
420,000 円	400,000 円	50,000 円

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険料控除の対象となる医療費の金額
鶴岡 幸江	〇〇薬局	①診療・治療 ②医薬品購入 ③その他医療費	10,000	

専従者給与

⑲専従者控除

生計を一にする親族のうちで、1年のうち6ヶ月を超える期間をあなたの経営する事業に専ら従事している人(15歳未満の人や配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除を受ける人は除きます)がいればその専従者1人につき次のAとBのいずれか少ない金額を記入します。

A [⑱専従者控除前の所得金額] ÷ (専従者数+1)
B 配偶者 86万円 配偶者以外 50万円

①営業・②農業・③不動産所得等の収入内訳(申告書裏面)の書き方

収入金額

①売上(収入)金額
売掛金のように、まだ代金を受け取っていないものでも、前年中に売り上げたものはすべて前年中の売上金額になります。

②家事消費
商品などを家事のために消費したり贈与した場合には、原則としてその商品などの通常の販売価格により記入します。

③その他の収入
小規模事業者持続化補助金など、給付金や補助金を記入します。

売上原価

⑥・⑦期首・期末商品棚卸高
棚卸をしている場合、期首(1月1日)及び期末(12月31日)現在の商品などの棚卸高を記入します。

⑧仕入金額
買掛などによる仕入で、まだ代金を支払っていないものでも、前年中に仕入れたものはすべて前年分の仕入金額になります。

経費

店舗併用住宅などで、公共料金等のメーター類が店舗と住宅とに分かれていない場合は、その使用割合によって按分して必要経費に計上します。

⑩給与賃金
専従者以外に給料・賃金(食事等の現物給付も含む)を支払っている場合に記入します。

⑪外注工賃
加工修理等で外部に注文して支払った場合の加工費などの経費を記入します。

⑫地代家賃
住居との併設の場合、事業用に使っている分(按分後)を記入します。

減価償却費

⑬減価償却費
取得価格が10万円以上の資産を取得するために支払った経費のうち、これらの資産の種類、構造などにより定められた耐用年数を基として計算した減価償却費だけが、必要経費となります。

●旧定額法の減価償却費の計算式
(平成19年3月31日以前取得)
取得金額 × 90% × 旧定額法の償却率 × (償却月数 ÷ 12) × 事業専有割合

●新定額法の減価償却費の計算式
(平成19年4月1日以後取得)
取得金額 × 定額法の償却率 × (償却月数 ÷ 12) × 事業専有割合

※新規購入したものは領収書を提示してください。
※個別の資産の耐用年数・償却率についてはお問い合わせください。

令和6年度市民税・県民税申告の手引き

※必要書類（写し可）は郵送の場合は同封、来庁される場合はご持参ください。

収入記入（所得）

種類	所得の内容
① 営業等	販売業・製造業・サービス業・大工・左官・保険外交員・漁業 など（申告書裏面 (a) 営業・農業・不動産所得等の内訳にも記入します。） 必要書類：領収書・帳簿 など
② 農業	収入が小作料のみの方は③、農業補助金のみの方は⑨に記入します。 必要書類：領収書・農業計算書 など
③ 不動産	地代（田・畑を含む）・家賃・小作料 など 必要書類：領収書・固定資産税の納税通知書 など
④ 利子・ ⑤ 配当	利子および株式や出資金の配当など 必要書類：配当計算書 など
⑥ 給与	給料・賃金・賞与 など（源泉徴収票がない場合は、申告書裏面 (e) 給与収入の内訳にも記入します。） 必要書類：源泉徴収票・支払証明・明細 など
⑦ 雑 公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金・恩給など 必要書類：源泉徴収票

種類	所得の内容
⑧ 雑	報酬・原稿料・講演料・個人年金 など
⑨ 業務・その他	必要書類：支払調書・個人年金支払証明書 など
総合譲渡 (短期・長期)	土地・建物等以外の資産の譲渡（所有期間 5 年以下は短期、5 年超は長期）
一時	生命保険契約等に基づく一時金・賞金・競馬等の払戻金 など
分離譲渡 (短期・長期)	土地・建物等の資産の譲渡（所有期間 5 年以下は短期、5 年超は長期）
⑪ 株式譲渡	一般株式等や上場株式等の譲渡
上場株式 等の配当	⑥のうち、上場株式等の配当については分離所得として申告することもできます。
先物取引	商品先物取引や金融商品先物取引 など
山林	所有期間 5 年超の山林の譲渡
退職	退職手当 など（市民税・県民税が源泉徴収されている場合は申告不要）

⑥ 給与所得速算表

給与等の収入金額	給与所得の金額
0 円から 550,999 円	0 円
551,000 円から 1,618,999 円	給与収入 - 550,000 円
1,619,000 円から 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円から 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円から 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円から 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円から 1,799,999 円	※ A × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円から 3,599,999 円	※ A × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円から 6,599,999 円	※ A × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円から 8,499,999 円	給与収入 × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円以上	給与収入 - 1,950,000 円

※A=給与収入 ÷ 4（1,000 円未満を切り捨て）

所得金額調整控除

① 給与等の収入金額が 850 万円を超える場合、次のイ～二のいずれかの要件を満たす場合は、所得金額調整控除を、給与所得の金額から控除します。

イ 特別障害者に該当する	ハ 特別障害者である同一生計配偶者を有する
ロ 23 歳未満の扶養親族を有する	ニ 特別障害者である扶養親族を有する

所得金額調整控除=(給与等の収入金額-850万円)×0.1 ※上限 15 万円
(給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は 1,000 万円)

⑦ 公的年金所得速算表

65 歳未満：昭和 34 年 1 月 2 日以降生まれ 65 歳以上：昭和 34 年 1 月 1 日以前生まれ

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下の場合	1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合	2,000 万円を超える場合
65 歳未満	1,300,000 円未満	年金収入 - 600,000 円	年金収入 - 500,000 円	年金収入 - 400,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円	年金収入 × 0.75 - 275,000 円	年金収入 × 0.75 - 175,000 円	年金収入 × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円	年金収入 × 0.85 - 685,000 円	年金収入 × 0.85 - 585,000 円	年金収入 × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円	年金収入 × 0.95 - 1,455,000 円	年金収入 × 0.95 - 1,355,000 円	年金収入 × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円以上	年金収入 - 1,955,000 円	年金収入 - 1,855,000 円	年金収入 - 1,755,000 円
65 歳以上	3,300,000 円未満	年金収入 - 1,100,000 円	年金収入 - 1,000,000 円	年金収入 - 900,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円	年金収入 × 0.75 - 275,000 円	年金収入 × 0.75 - 175,000 円	年金収入 × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円	年金収入 × 0.85 - 685,000 円	年金収入 × 0.85 - 585,000 円	年金収入 × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円	年金収入 × 0.95 - 1,455,000 円	年金収入 × 0.95 - 1,355,000 円	年金収入 × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円以上	年金収入 - 1,955,000 円	年金収入 - 1,855,000 円	年金収入 - 1,755,000 円

② 給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合には、所得金額調整控除を給与所得の金額から控除します。

※①の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得金額から控除します。

所得金額調整控除=(給与所得+公的年金等雑所得)-10万円 (給与所得及び公的年金等雑所得が 10 万円を超える場合は 10 万円)

控除記入（控除） ※控除額は所得税と異なります。

種類	所得控除の内容	控除額
⑬ 社会保険料	あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために支払った健康保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金 など ※給与・年金から特別徴収されている場合は本人以外控除できません。 必要書類：領収書、証明書	支払った金額
⑭ 小規模企業 共済等掛金	小規模企業共済掛金・個人型年金加入者掛金・心身障害者扶養共済掛金・確定拠出型年金掛金 必要書類：領収書、証明書	支払った金額
⑮ 生命保険料	新(旧)生命保険や新(旧)個人年金保険、介護医療保険について、あなたが支払った保険料(保険金、年金の受取人を本人・配偶者・親族とするもの)・右記の算式により新契約・旧契約、各保険料の控除額を計算します。⑦介護医療保険は新契約のみです。 ・①一般生命保険料、②個人年金保険料でそれぞれ ①旧契約のみ控除額(限度 35,000 円) ②新契約のみ控除額(限度 28,000 円) ③新+旧契約控除額(限度 28,000 円) の中で最大のものを選択します。 ・計算した各保険料の控除額を合計します。 (⑦+①+②)(控除限度額 70,000 円) 必要書類：証明書	<平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等(新契約)> 支払保険料 控除額 12,000 円以下…全額 32,000 円以下 ……………支払保険料 ÷ 2 + 6,000 円 56,000 円以下 ……………支払保険料 ÷ 4 + 14,000 円 56,000 円超 …… 28,000 円 <平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等(旧契約)> 支払保険料 控除額 15,000 円以下…全額 40,000 円以下…支払保険料 ÷ 2 + 7,500 円 70,000 円以下…支払保険料 ÷ 4 + 17,500 円 70,000 円超 …… 35,000 円
⑯ 地震保険料	地震等損害に対する保険料や平成 18 年 12 月 31 日までに締結した旧長期損害保険料 ※右記の計算により各々の控除額を計算し、合計します。(最高 25,000 円) ※1つの契約で地震保険と旧長期の両方がある場合は、どちらか一方しか控除できません。 必要書類：証明書	地震保険料 控除額 50,000 円以下…支払保険料 ÷ 2 50,000 円超 …… 25,000 円 旧長期保険料 控除額 5,000 円以下 …… 全額 15,000 円以下 …… 支払保険料 ÷ 2 + 2,500 円 15,000 円超 …… 10,000 円
⑰ 寡婦	夫と死別、離別、又は生死不明で、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が 500 万円以下の場合 なお、死別又は生死不明で、合計所得金額が 500 万円以下の場合、扶養親族がいなくとも控除されます。	26 万円
⑱ ひとり親	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が 48 万円以下で他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者)を有し、合計所得金額が 500 万円以下の場合	30 万円

⑰、⑱の控除は住民票続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外です。

種類	所得控除の内容	控除額
⑲ 勤労学生	大学・高校等の学生または生徒で、前年中の合計所得金額が 75 万円以下で、給与所得等以外の所得が 10 万円以下の場合 必要書類：在学証明書	26 万円
⑳ 障害者	①精神障害により事理弁識能力を欠く方 ②知的障害者 ③身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を交付されている方 ④常に就床し複雑な介護を要する方 ⑤65 歳以上で①・②・身体障害と同程度の障害として市町村長等の認定を受けている方 必要書類：障害者手帳、障害者控除対象者認定書など	特別障害者…30 万円 身体障害者手帳 1・2 級 精神障害者保健福祉手帳 1 級 療育手帳 A など 同居特別障害者…53 万円 あなたやあなたの配偶者若しくはあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している場合 普通障害者…26 万円 上記以外の方
㉑ 配偶者	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が 48 万円以下の場合 ※あなたの合計所得金額が 1,000 万円超の場合は配偶者控除の対象外ですが、非課税限度額の算定や障害者控除を受けることができるため、申告書内「同一生計配偶者」欄にシ印を付けてください。	配偶者の合計所得金額 900 万円以下 900 万円超 950 万円以下 950 万円超 1,000 万円以下 33 万円 22 万円 11 万円 38 万円 26 万円 13 万円 48 万円超 100 万円以下 33 万円 22 万円 11 万円 100 万円超 105 万円以下 31 万円 21 万円 105 万円超 110 万円以下 26 万円 18 万円 9 万円 110 万円超 115 万円以下 21 万円 14 万円 7 万円 115 万円超 120 万円以下 16 万円 11 万円 6 万円 120 万円超 125 万円以下 11 万円 8 万円 4 万円 125 万円超 130 万円以下 6 万円 4 万円 2 万円 130 万円超 133 万円以下 3 万円 2 万円 1 万円
㉒ 配偶者特別	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合	一般扶養 33 万円 特定扶養親族(平成 13 年 1 月 2 日～平成 17 年 1 月 1 日) 45 万円 老人扶養親族(昭和 29 年 1 月 1 日以前) 38 万円 同居老親等(老人扶養親族のうち同居の直系尊属) 45 万円
㉓ 扶養	扶養親族のうち、前年中の合計所得金額が 48 万円以下の方がいる場合 ※16 歳未満の扶養親族(平成 20 年 1 月 2 日以後生)は扶養控除の対象外ですが、非課税限度額の算定や障害者控除を受けることができます。	普通障害者 26 万円 特別障害者 30 万円 同居特別障害者 53 万円

※㉑～㉓については事業専従者や他の方の扶養親族になっている場合は該当しません。
国外居住の扶養親族については、「送金関係書類」等が必要となります。

種類	所得控除の内容	控除額
㉔ 基礎	あなたの合計所得金額が 2,400 万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて控除額が徐々に少なくなり 2,500 万円を超える場合は適用されません。	合計所得金額 2,400 万円以下 43 万円 2,400 万円超 2,450 万円以下 29 万円 2,450 万円超 2,500 万円以下 15 万円 2,500 万円超 0 円
㉕ 雑損	災害や盗難、横領により資産に受けた損害 ※災害関連支出とは、災害による住宅家財等の取壊しや除去のための支出です。 必要書類：罹災証明等、補てん金額や損害金額の分かる書類	①と②のいずれか多い金額 ①損害額 - 補てん額 - 総所得金額等 × 10% ②災害関連支出の金額 - 5 万円
㉖ 医療費控除	α. 医療費 あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費 必要書類：所定の明細書 β. セルフメディケーション税制 あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために支払ったスイッチ OTC 薬の購入費 必要書類：所定の明細書	(支払った医療費 - 補てん額) ①と②のいずれか少ない金額 ①総所得金額等 × 5% ②10 万円 限度額 200 万円 (医薬品の購入費 - 補てん額) - 12,000 円 限度額 88,000 円

※αとβは、どちらか一方しか受けられません。(選択制)

寄附金に関する事項(税額控除額)

- 山形県共同募金会、日本赤十字山形支部、県または市の条例で指定された寄附金(「寄附額」または「総所得金額等 × 30%」のいずれか少ない金額 - 2,000 円) × 10%
 - 総務大臣が指定した地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税制度)
上記金額と、下記で計算した金額の合計額
(寄附額 - 2,000 円) × [90% - (所得税の限界税率 × 1.021)]
※ただし、市民税・県民税所得割 × 20% が限度
- 必要書類：領収書など**

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項(税額控除額)

- 配当割額控除
上場株式等の配当について申告する場合、特別徴収された市民税・県民税 5% を記入します。
- 株式等譲渡所得割額控除
上場株式等の譲渡について申告する場合、特別徴収された市民税・県民税 5% を記入します。

用語 / 総所得金額・合計所得金額・総所得金額等とは

- 総所得金額：営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、総合短期譲渡所得(特別控除後)、総合長期譲渡所得(特別控除後・1/2 後)、一時所得(特別控除後・1/2 後)の合計額(青色申告特別控除後、損益通算後、繰越損失控除後)
- 合計所得金額：繰越損失控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得の金額、分離短・長期譲渡所得の金額(特別控除前)、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得の金額(特別控除後)、退職所得金額(1/2 後)の合計額(住民税において分離課税の退職所得は算入しない)(青色申告特別控除後、損益通算後、繰越損失控除前)
- 総所得金額等：繰越損失控除後の合計所得金額